

令和8年第2回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年1月23日(金)
場 所 練馬中学校

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 小林三保
同 委員 仲山英之
同 委員 森山瑞江
同 委員 大石光宏

議 題

1 議案

- (1) 議案第2号 令和8年度教育関係当初予算案に関する意見について
- (2) 議案第3号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (3) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和7年第一回練馬区議会臨時会予算特別委員会における質問項目について
 - ② その他

5 視察

- (1) 練馬中学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時21分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐川 広

教育振興部教育総務課長

杉山 賢司

同 教育施策課長

竹岡 博幸

同 学務課長

竹内 康雄

同 学校施設課長

柴宮 深

同 保健給食課長

渡辺 雅昭

同 教育指導課長

佐藤 永樹

同 副参事

佐藤 勝也

同 学校教育支援センター所長

村瀬 美紀

同 光が丘図書館長

小原 敦子

こども家庭部長

関口 和幸

こども家庭部子育て支援課長

脇 太郎

同 こども施策企画課長

河野 一真

同 保育課長

岡村 大輔

同 保育計画調整課長

山口 裕介

同 青少年課長

横山 亜規子

同 子ども家庭支援センター所長

橋本 健太

同 在宅育児支援担当課長

小島 芳一

教育長

ただいまから、令和8年第2回教育委員会定例会を開催する。本日は練馬中学校の教育相談室をお借りして出前教育委員会を行う。また、案件の最後に授業をご視察いただく。

学校なのでマイク設備がない。委員の皆様、それから部課長におかれては、通常よりも少し声を張ってお話していただければと思う。

案件表に沿って進める。本日の案件は議案3件、陳情1件、協議2件、教育長報告1件である。その後、視察を予定している。

1 議案

(1) 議案第2号 令和8年度教育関係当初予算案に関する意見について

教育長

初めに議案である。

議案第2号、令和8年度教育関係当初予算案に関する意見について。

この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

資料の1-1から1-3まで、各委員の皆様のご意見、ご質問があればお伺いする。

仲山委員

資料1-3の最後に説明していただいた資料だが、資料の12ページの右下である。小学生の朝の居場所事業の実施というところだが、これはどの程度、実施可能な状況になっているのだろうか。試行実施ということであるけれども、既に場所は確保できている、あるいは人員も確保できているなど、現状はどうなっているのだろうか。

教育総務課長

こちらの12ページの下に具体的に5校のお名前を記載させていただいている。開進第一小学校、南町小学校、光が丘夏の雲小学校、関町北小学校、大泉第四小学校、こちらの5校については、1階の部分が多いのだが学校の中にある特別教室をお貸しいただけるということで調整がついている。

また、見守りをさせていただく方についてはシルバー人材センターの方を予定していて、現在は契約に向けた事務を進めている。あとは最終的にどういった形で保護者の皆様にお伝えするか、また、開始時期などといった細かな事項について、今、学校側と調整をしている。

仲山委員

既に朝の居場所を設置すべきだという状況になっているということか。要するに、朝、校門の前で開くまで待たなくてはならないような児童が既にかなり出てきてしまっているという状況なのか。

教育総務課長

小学校の場合、開く時間というのが2つあり、まず開門、門が開いて子供たちが学校の敷地内に入る時間、そして、その後に昇降口が開いて教室に入れる時間、いわゆる入室可能時間なのだけれども、そちらは15分程度ギャップがある。そのため、学校によっては敷地内に入る前に、門が開く前に子供たちが来ている学校もあれば、いない学校もある。ただ、昇降口に入る前にやはり来ているという学校はほとんどである。

今回、この事業を実施するに当たって、保護者の方や学校にニーズ調査をさせていただいた。その結果、約30%の保護者からこうした事業をやっていただきたいというお声があった。また、学校についても、約3割の学校が必要だとお答えをいただいているので、まずは学校の実情に応じて、必要だと答えている学校を中心にこの事業を展開していきたい。こちらに記載をしている5校は、必要だということでお声を上げていただいたところである。

一方で、例えば、自分の学校は集団登校をしているので、そのような待機の児童はいないので今のところ必要ない、というお声もあるのは事実である。

大石委員

けがの対応などの様々な保険の関係なのだけれども、通常の子供たちは恐らく家を出たところからスポーツ振興保険の対象になる。この場合はやはり同じようになるのか。それとも、居場所をつくっているのが区なので、区が別途保険に入っていくのか。その辺りを少し教えていただけるとありがたい。

教育総務課長

こちらの朝の居場所事業については、学校の教育活動には位置づけられないのでスポーツ振興保険の対象にはならない。そのため、この朝の居場所事業を希望された方については、区でそういった保険に入って、万が一のときには対応するという考え方で事業を設計している。

森山委員

前の回答で集団登校しているという話があった。集団登校する前、例えば、親が出勤する、それが集団登校の集合時間より随分早かった場合などといったことも、場合によってはあるのではないかと思う。したがって、集団登校しているからこれは要らないという話にはならないのではないかとは思うのだが、いかがか。

教育総務課長

多くの学校での集団登校というのが、学校を幾つかの近くのグループに分けて、何時から何時までにこの場所に来ていただきたいということで、集まって全員で登校するという形になる。委員がおっしゃるとおり、その場所に行く前に保護者が出て、子供が1人になるということも考えられるが、その場合には、例えばお友達同士で、お友達の家に行って、一緒にいさせてもらうなどの工夫をさせていただきながら、最終的には班の全員で登校するので、結果として、集団登校しないで1人で登校してくる生徒はいないと聞いている。

森山委員

当初予算の6ページの国庫補助金、これは都の補助金の欄にもあったが、2番の重層的支援体制整備事業である。福祉の関係ではよく相談で、重層的または伴走的などと言うけれども、この重層的支援体制整備というのは、先ほどのプレス発表のところで教育福祉課ができるなどと様々な福祉との連携もあったので、そのようなことだろうかとは思いますが、この重層的支援体制について、少しご説明していただきたい。

教育総務課長

こちらの重層的支援体制整備事業であるけれども、ただいま委員からお話いただいたとおり、基本的には福祉部で行う、障害や介護、児童虐待といった様々なことを、地域において複層的にいろいろな分野が連携して解決をしていこうという体制を組んでいるところに補助金を出すというものである。

そうした中に子供という分野も当然入ってくるので、例えば、我々が行っている虐待に対する相談窓口や、子供たちが居場所としていられる学童クラブなどといったところがその重層的な支援体制の一つの役割を担うということで、その持分を教育費のほうに歳入として入れている。

小林委員

資料1-3の「子どもたちの笑顔輝くまち」の「ねりま羽ばたく若者応援プロジェクトの充実」について。PDFでいうと17ページに記載されている生活の支援「ささえる」、「つながる」「つたえる」で若者を支援していくというお話を伺って、少し質問したい。社会的養護経験者は、金銭面や精神面、また、お体の不自由などいろいろな面があるとは思いますが、こちらで一時的にマンスリーマンションを提供またはホテルカデンツァを用意するとあるが、この事例があれば教えてほしい。

例えば、一時的にそのような場所を用意する、その後、支援につながるような何かを、また、独り立ちではないが、どの程度の期間を支えてあげると次のステップにつなげていくか、そのような事例があるのかということである。あれば知りたい。

子ども家庭支援センター所長

現時点で区としてマンスリーマンションを使っての支援を活用した事例というのはないのだが、この事業としては、マンスリーマンションについては最長6か月間の

支援を行って、その中で状況を伺う、それから、これからの仕事や居住先等も含めて、どういった形でやりたいのかということは、我々とともに居場所の事業者との連携をしながらきめ細かく対応していきたいと思っている。状況に応じて福祉事務所などの様々な他の機関とも連携をして、適切な支援につなぎながら地域での生活ができるように支援していきたいと考えている。

森山委員

障害のある児童生徒への支援強化というところで、新規に3つの項目があるのだが、障害のある人、特に発達障害などは自分の子供がどのような状態かというのが分からない。いずれはこのように通常の発達になっていくのではないかと非常に期待を持っている。小さければ小さいほど定型発達に戻るのではないかと期待している。

しかし、そうではない場合にこのような相談をしたりすることになると思うのだが、障害受容ができない家族は、通常級に行けないのではないかと、また行かせたいと非常に思う。どうしても子供に定型発達に戻るような期待をしてしまう。

しかし、それぞれの個性があって、特別支援学級や特別支援教室に行くようになって健全な発達、その子なりの発達をしていく。そして、将来はこのような進路の選択肢があるのだ、ということで家族を励ましてもらいたい。特別支援教室に行ったからといって、決して人生がもう先が真っ暗ということにならないように、その子によりふさわしい教育が受けられるように、このような子たちもきめ細かに支援していくのだと示していただけたらうれしいと思う。これはこれからの希望である。

学務課長

実際に発達障害のお子さんで多いのが、通常学級に行けるのか、通常学級に行きたい、というご相談というのは、私どもも多々承っている。実際に通常学級の中でお子さんが発達していく、また、特別支援学級や特別支援教室に行きながらも、お子さんの障害の特性に応じて指導していくということで現在も取り組んでいる。

将来を見据えて、お子さんのできるところは可能な限り伸ばしていき、例えば、絵を書くことが非常に得意なお子さんということであれば、やはり、そういったところを伸ばすような教育というのを第一に進めていくべきだと私どもも思っているので、学校とも連携しながら進めていきたいと思っている。

大石委員

資料1-3の6番目の「子どもたちの笑顔輝くまち」というところの2番目、不登校児童生徒への支援の充実ということで、メタバースのことが出ている。本格実施するということであるが、これまでの状況等を教えていただきたいのと、本格実施するという意味合いをもう少し詳しく教えていただければありがたい。

学校教育支援センター所長

令和6年度、そして令和7年度の2か年をかけて試行実施してきた。令和6年度については、トライ、フリーマインドの石神井台において試行ということで、通ってい

る子供たちに対して2か月の試行をしてきた。昨年度については石神井台、そして光が丘の2か所において試行実施を続けてきた。

こうした試行の中で利用している児童生徒、そして保護者の方々にアンケートをさせていただき、メタバースは非常に効果的である、また、こういった機会をさらにやってみたいといった好意的な評価を頂いている。

こういった試行実施の実績を踏まえて、来年度については、石神井台、そして光が丘のお子さんに対して、メタバース空間を提供していく事業を予定している。来年度は本格実施ということで、東京都が提供するメタバース空間の利用を予定している。

また、この中で行う事業について、これまでの様々な実績を踏まえてイベントの拡充を予定している。イベントについてはこれまで頂いたお子さんたちのお声、そして、委員の先生方に頂いたご意見を反映して、リアルに来ていただく事業とインターネット上の空間を利用したイベントを考えている。具体的には、例えばお散歩を少し集まって一緒にやってみようというイベントをオンラインとリアルを組み合わせて考えている。

また、その他に、例えば、図書館等で行っている事業とタイアップしてのイベントなども考えている。そういったお子さんたちに興味を抱いていただくようなイベントを来年度は拡充していきたいと考えている。

教育長

試行での利用者は人数的にはどの程度いたのか。

学校教育支援センター所長

具体的な数字は今、手元にないのだが、令和6年度、7年度の過去2年間での利用者の人数については、それほど多くはないけれども、少しずつ順調に増えているような状況である。

教育長

何十人もいるというものではなく、あくまでも選択肢の一つということである。やはり一人ひとりに合ったきめ細かい支援と言うか、その一環でメタバースも一つの選択肢だと思う。

仲山委員

先ほど発達障害のことが話の中に出てきていたけれども、この予算のほうでは早期発見、支援の充実ということが中心になっているが、もし情報があれば教えていただきたいのであるけれども、そもそも発達障害が生じる原因と育児環境というものほどの程度の関係があるのかという研究データというのはあるのか。

もし、そこがある程度、このような育て方をすると発達障害になる可能性が高いという情報があるならば、そのようなことをまさに今、子育て中の方に情報提供することも必要かと思うけれども、例えば、生まれてから3歳、もう少し上も入るかもしれないけれども、実際にその辺りでこのような育て方はかなり発達障害になる

可能性が高いなどといった研究データ、あるいは研究報告というのはあるのだろうか。

もし、今、何か情報を持っていないとしても、そういったことを一回調べて、そこに何か育児環境との大きな相関があるならば、それを防ぐような情報提供はやはり必要ではないかと思うのだが、それらに関連して教えていただければと思う。

学務課長

発達障害の原因といった点についてはいろいろな研究がされていると思うが、原因自体は分からない、明確ではないというのが正直なところである。子育てなどといったところと関係するのではなく、やはり生まれ持った障害の部分であるので、例えば読み書きの障害というのも成長していく中で分かってきたような場合もあるだろうし、そういったところを早く気づくということが重要ではないかと思っている。

したがって、保健相談所での健診で分かる部分もあれば、それ以降に実際に学校に入ってから気がつくということもあるので、そういった意味でも早期発見、早期対応というのができればいいのではないかと思っている。

実際に障害についての理解というのはいろいろな場所で、例えば保健相談所での障害についての理解についての周知を行ったりしている。また、今、様々なメディア等を使っても、やはり障害についての理解促進というのは進めているところもあるので、そういった中で、教育委員会も含めて、周知等を行っていただければいいと思っている。

仲山委員

生まれ持つということを言われたけれども、恐らくそのような方も相当いらっしゃると思うのだが、私も一部の知識しかないのだけれども、脳科学の研究だと、やはり偏った環境で育てると一部の脳細胞が十分発達しない、あるいは退化するなどということもある。

ここから先は推察であるが、小さい頃に非常にコミュニケーションが少ないような育ち方をしていくとコミュニケーションの能力が十分育っておらず、多くの人と出会うときにそこで障害を生じてしまうということもあるのではないかと思った。やはり、その辺りを調べてみるというのは必要ではないかと。そして、明らかにこのような環境はよい影響を与えないということが分かったならば、それは情報提供したほうがいいのではないかと思う。

教育総務課長

委員おっしゃるとおり、先ほど学務課長がお答えさせていただいたとおり発達障害と脳の環境などがどのような関連性にあるのかというのは我々も調べていないので、正直分からないところなのだが、育て方という面で行くと、それは発達障害児であろうが、発達障害児でなかろうが、例えば、褒められたら気持ちよく育っていくかと思うし、そこを常に否定され続けていくと自己肯定感が低くなり、真っすぐ育つも

のもねじ曲がってしまう可能性もある。

そういったところで、やはり育て方という面でいけば、健常児だろうが発達障害児だろうが、それにかかわらず、お子さんをこのように育てていくことをまずやっていただきたいということは区として発信すべきかと思っている。そして、もし、その中で不安なこと、お気づきになったこと、心配になったことなどがあれば、保健所でもいいし、福祉部関係でもいいし、はたまた教育関係でもいいし、どこにでもご相談いただきたいという体制を来年度から取っていくという形で臨んでいければとも思っている。

今、頂いた宿題については関係各所とも共有させていただいて、何かそのようなところがあるのか、また、育て方というものをどのように伝えていけばいいのかというところについては協議をさせていただければと思っている。

仲山委員

今、そのような私の意見を言わせてもらったのは、発達障害の子供たちが増えてきている。どうしてだろうかと、心理士の人などの専門家の人たちに少し話を聞いたりする。検出の精度がよくなったという言い方をすることも結構いる。推察であるけれども、それだけではないと、やはり幼少期の育児環境も影響している人もいるのではないかと思った。そもそも障害は、ここからここは障害などという話ではなく、連続的に変わっているわけなので、やはり育て方の影響は相当あるのではないかと思っている。

ただ、実際に子供が生まれてからしばらくの間はもう本当に育てることに時間を取られてしまって、そのような細かいことを考える余裕はなく、ある程度大きくなった時、少し育て方を間違っただろうかなどということがある。

うちも3人いるけれども、前の子供のときの育て方の欠点というのを次の子供を育てるときにほとんど修正できなくて、結局3人とも同じような育て方をしてしまって、残念だなどと思うことが結構あった。実際に育てている方はそれどころではなく、気がついたらということになってしまうと思うので、何か情報提供できるところが情報提供するのがやはり必要ではないかと思った次第で、発言させてもらった。

教育長

基本的には発達障害と言われる方が増えている原因としては、やはり先ほど仲山委員がおっしゃったように検査の精度や病名といったものが確立したというか、それが大きいとは言われている。今まで個性とされていたものが、そのような名前がつくようになったということである。

資料でいうと10ページ、PDFでいうと13ページである。左上に5歳児健診を行うと書いてあるのだが、これは今回、新たに保健相談所で行うことになるのであるけれども、その前からも健診をしていて、育児相談などをこれまでもやってきてはいる。

そのため、ここでそういった5歳児健診を新たに開始して、何か少し気になるといったときに、どのような育て方をこれまでやってきたといったエビデンスが取れて

くと、また委員がおっしゃったような因果関係というの、もしかしたらつかめるのではないかとってはいるのだが、いずれにしても新しい分野に我々も切り込んでいくことになるので、まずは発達障害を抱えて生きづらさを感じている子供、そして成人した人もそうだが、そういった人に確実に支援を届くようにしたいという考えである。

森山委員

実は発達障害のある人も結構秀でたところもある。社会でも活躍している人は数多くいる。そのため、発達障害があったとしても、それが非常にマイナスだという社会の受容をやはり変えてもらいたいと私は思っている。10人いれば10人違うので、そのような発達の仕方だということで人格を受け入れるという社会が当たり前の社会ではないかと、先般、共生社会と言われたけれども、その実現ではないかなと思っている。

むやみに線を引いて、こちら側だ、あちら側だなどということのないように、発達障害があっても活躍できる人になれるのだという体制や、心持ちといったものを持っていただければいいと思う。社会側に合理的配慮があれば十分に社会人として生活はしていけるので、そのような不安を持ってもらいたくないと思う。そのような不安が高じて、虐待などのようなことになるほうが心配だと私は思っている。

大石委員

資料の1-3の2番目、柱1の「子どもたちの笑顔輝くまち」で子育てに関わる部分を少し教えていただきたい。4番目のところの新規事業で、こども誰でも通園事業の本格実施ということである。区と国の制度の比較があるが、区のほうは無償ということで本当に大変手厚いと思って見させてもらったのだが、これは誰でもということであるとすると、例えば、保護者がいろいろな関係で急に預けるといったときに、恐らく突然預けられた子はその間は泣き続けるということもあり得るのではないかな。

親の姿勢としての対応や、または病児保育だろうか、熱が出たときにも保育に入るということがあっても、その左側に子育てひろばの拡充ということも書いてあるけれども、保護者への啓発や無料でとにかく預かるというのは非常にいいことだとは思う。

今の社会の中ではやはり子供の人数が、出産する人数が少ないので、このようなことは当然これから出てくることだと思うのだけれども、保護者にもう少し考えてもらえるような、その辺りのバランスやあんばいといったことの何かお考えはあるか。新しく無償で企画されているということであるけれども、何か保護者に対しての啓発のようなことがほかにもあるのだろうか。少しお聞かせいただければありがたいと思っている。

在宅育児支援担当課長

次年度から実施することも誰でも通園事業についてご説明する。これについては国が来年度から全国で実施するものであるが、就労要件を問わず保育所等を利用

きる制度である。今までは仕事に就いていなければ保育園に通えなかったような子供たちが通うことによって、家庭外の先生や子供同士での交流を通して様々な体験をし、それを通じて子供の育ちを応援するという事業である。

練馬区としては一時預かりとは異なり、定期的な通園として事業を組んでいる。また、急に病気や出張等によってお子さんを預けなければいけないときはこども誰でも通園事業ではなくて、保育園一時預かりや乳幼児一時預かり事業というのを利用していただいている。

委員からご指摘のあった、預けることが保護者にとって実際にはどうなのかというご意見もあろうかと思うけれども、この誰でも通園事業については、就労要件を問わず、利用することによって子供の育ちを応援する事業ということなので、ご承知いただければと思う。

仲山委員

資料1-3の資料の15ページである。教育の質の向上というところの1、小学校低学年の学級担任補佐を全校配置ということだが、この補佐になれる人というのはどのような資格を持っている人なのだろうか。あるいは資格がなくてもいいのかもしれないが、どのような人になるのかということについて教えていただきたいと思う。

教育指導課長

資格は特に定めていない。人格が円満で、学級経営上必要な業務に従事できる者と募集要項には書かせていただいているので、教員免許を持っている、あるいは何か福祉的な職のものを持っているということではなく、子供たちと関わってみたい、そして学校の現場に入って、業務のお手伝いをしてくださるという方に入らせていただきたいと思いますと思って公募させていただいている。

仲山委員

面接は学校単位ですか。

教育指導課長

全て練馬区で募集し、現在も面接をしている。今、98名の募集をかけているが、現在、決定して採用しているのは50人弱である。これは、98名は誰でもいいというわけではなく、適しているかどうかというところを確実に定めさせていただいているので、今のところで倍率も2倍以上で選考している現状である。まず、4月までには1校1名の65人は必ず集めるよう努力していて、それ以降もできるだけ早く98名の人数を、少し矛盾しているが、いい方を98名、確実に集めたいと考えて計画している。

教育長

1学年に1人というとなら65人になるのか。

教育指導課長

そうである。

教育長

大規模な学校で2学年まで伸ばすとなると何名になるのか。

教育指導課長

98名である。

仲山委員

同じページの右側の3、ICTを活用した教育内容の充実というところに関連している話なのだけれども、実は今日予定されていた意見交換会の中でAIに関する使い方等の授業をやってもらいたいという質問があり、それと少し関連するのだが、既に全国でAIをどのように活用するかというパイロット校が100校あり、そのうちの1校として練馬区も加わっているそうである。具体的にパイロット校の研究結果を基に全体にそれを実施していくということである。1つは教員の仕事に使うという。そちらは絶対に使ったほうがいいと思うし、もう1つは教育にも使う。どのように使うかは非常に難しいと思うけれども、計画として何年までに実際に教育に使うなどの予定はあるのだろうか。

教育指導課長

まず、パイロット校にならないとAIを使った授業は実施できないということで、では来年度は何校になるか、また、いつになれば全校でできるかということは国としてまだ定まっていない。次期の学習指導要領のところでは触れられてくるかもしれないが、今、それを見据えてパイロット校で実施している。

職場においては働き方改革ということで、先生方、また学校長も含め、できるだけAIを使って業務に取り組んでいる。

学校の授業については、前回見に行ったが、答えを求めるのではなくて答えを求めるためのヒントをAIがくれる。それを集めながら、さらに自分がどのようなことを考えたらいいのかなどのアドバイスをAIがくれるという授業をされていた。

つまり、先生は1人、子供は多くて35人いるけれども、全てを先生に聞くのではなく、また、全て友達と考えるのではなく、AIに聞いてみる。そして、その道筋を立てながら自分のゴールに向かって課題解決をしていくなどという授業をしていた。そのような活用の仕方が今後、多くの学校でされていくのではないだろうか。決して答えを求めるのではなく、AIにやってもらうのではなく、自分がその力をつけるために必要なものの道筋をAIが示してくれるというものを拝見した。

これは、やはり教育的な価値も十分あるのではないか。何もかもをAIにやってもらってしまう、AIに書いてもらってしまう、AIに考えてもらうということでは決してないので、そこの道筋を間違えないような使い方をこれから研究していかねばいけいけのではないかと考えている。

仲山委員

資料1-1の資料の11ページ、学校教育総務費の7番である。外国人学校児童生徒保護者負担軽減費というところだけれども、これは具体的にはどのような費用なのだろうか。

教育総務課長

こちらについては、過去に議会の陳情で採択された朝鮮学校や韓国学校のほうに通われている方の保護者に対する助成金という形になっている。

教育長

ここでまとめさせていただく。議案第2号については、決定ということでよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第2号については決定とする。

- (2) 議案第3号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

教育長

次の議案である。

議案第3号、「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

この議案について説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第3号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第3号については決定とする。

- (3) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定
依頼について

教育長

次の議案である。

議案第4号、「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
の制定依頼について。

この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいか。

では、ここでまとめたいと思う。議案第4号については決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第4号については決定とする。

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議案件2件についても本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和7年第一回練馬区議会臨時会予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件ご報告する。
報告の①番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

昨年末に開催された臨時会の予算特別委員会の質問事項について説明があったけれども、この件に関して委員の皆様から何かご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

物価高対応子育て応援手当について、細かいところは分からないのだが、ほかの地域から転入してきた方ももらえなくなってしまう人が出てしまわないような仕組みはどこかできちんとなされているのだろうか。

子育て支援課長

今回の手当については、先ほど教育総務課長のほうからも少し説明があったのだが、全国で基準が9月30日と設定されている。児童手当を基本にしているので、まず、その時点で各自治体から児童手当の給付を受けている方が支給の対象になる。そ

れ以降に転入や転出などはあるけれども、9月末の時点でどこの自治体から児童手当を受けていたかによって支給される自治体が決定されるというのがまず大前提になっている。

そのため、例えば、10月に入ってから練馬区に転入されてきたなどの方については、もし、お問合せがあれば、転入以前の自治体のほうからご案内があるということをお伝えしていく。

また、特殊な事例で、例えばDVなどで住民票を置いたまま移動されるなどと児童手当も様々な事例があるのだが、児童手当自体が全国共通の制度として、そういったいろいろな細かい事例の積み上げがあり、各自治体間で情報の共有をさせていただいている。

例えば、練馬区にお住まいの方で、DVなどで住民票は動かさないのだけれども、今は西東京市に行っているなどということになると、住民票は練馬にあるけれども、実際の手当はお子さんと同居している西東京市で受けるという仕組みになっていて、それは確実に制度が構築されているので、今回の応援手当もその制度を使うことで漏れがないようにということで取組をしている。その他もろもろ、細かいことはあるけれども、そういった形で漏れがないように取組をしている。

教育長

委員の皆様からその他で何かあるだろうか。よろしいか。
事務局からその他の報告はあるだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

この後は授業視察になる。本日の定例会は授業の視察の終了をもって閉会とさせていただきます。では、一旦ここで終了させていただきます。